

「内 検 代 廻」を読む

★
渡口真清

東恩納文庫に内務省（保管）文書写というのがある^①。もとは評定所あたりにあった文書を廃藩のとき引あげていったものと考えられるが、関東大震災のとき原本は焼失したということである。その中に次のような珍しいのがある。

内検代廻 寅九月廿八日羽地按司被持下候
高以九万八百八拾三石九斗七合 (A)
田畠 九百六拾四石六斗九升三合荒□□成分 (B)
現田方三万六千八百四拾石六斗三升九合 (C)
四斗七升一勾四才代 (D)
納米一万七千三百二拾石四斗三升二合 (E)
但前代四斗四升五合八勾六才 (F1) ニテ増米千六石八斗二升八合 (F2)
現畠 三万三千九百八拾二石四斗五升三合 (G)
一斗六升七勾九才代 (H)
納雑石五千四百四拾五石一斗五升七合七勾一才 (I)
米ニメ式千七百三拾二石五斗七升 (J)
但前代一斗四升四合一勾四才 (K1) ニテ増米二百七拾七石一斗三升九合 (K2)
高田畠一万二千四百五拾八石七斗九升二合 (L) 宮古
二斗七升七合六勾七才代 (M)
納米三千四百五拾九石三斗八升四合 (N)
高田畠六千六百三拾七石三斗一升一合 (O) 八重山
三斗二升七合三勾二才代 (P)
納米二千百七拾二石二斗五升五合 (Q)
合現高八万九千九百拾九石二斗七合 (R)
当代二斗八升五合五勾三才 (S)
納米二万五千六百七拾四石六斗五升二合 (T)
内千二百八拾三石九斗七升七合増米 (U)
総高廻ニメ
二斗八升二合五勾 (V)

右之代廻如御国本三斗五升ニ廻候様ニ去年被仰下候 就夫内検申付候得共代成三斗ニモ廻兼
漸二斗八升程ニ廻申候 此上ニ重候ハバ百姓疲可罷成由検者共申候間先以如此相極指上申候

及ぼして惣高になるという地方書⁽³⁾のいう通りである。結果から見てもそうなっていることがわかる。
 沖縄島について調べる前に、羽地按司の計算を訂正して第2表をつくる。

(第2表)

(沖縄島)	高	代	納米	前代	増米
現田方	36840.639 (C)	0.47014 (D)	17320.258 (E) [5462.6793 (I)]	0.44586 (F1)	894.47 (F2) [564.44854 (K3)]
島方	33982.453 (G)	0.16075 (H)	2731.3396 (J)	0.14414 (K1)	282.22427 (K2)

沖縄島の田方の元高は(B)+(C)=37805.332石、これは寛永12年高であるから、これを1.0736503で割れば寛永6年高となる。即ち35211.96石(C') (G)の島高も寛永6年高に直せば31651.323石(G')となる。従って沖縄島の元高(C')+(G')=66863.283石となる。これは検地高といってもよい。

当初の税は二つ割の法で取ったというから生産額の半分が納米になっていると見られる。つまり納米を2倍すれば、生産額がわかる。

沖縄島では第3表のようになる。

(第3表)

	寛永12年高	同6年高	前代	前納米	生産額(前納米×2)
元田高	37805.332	35211.96 (C')	0.44586 (F1)	15699.604 (E')	31399.208 (イ)
島高	33982.453 (G)	31651.323 (G')	0.14414 (K1)	4562.2216 (I')	9124.4432 (ロ)
寛永6年高×1.0736503=同12年高					

田方の寛永6年高(C')を生産額(イ)で割ってみると、1.12になる。田方は平均して生産額そのままをつけていたことがわかる。島方の寛永6年高(G')を生産額(ロ)で割ってみると3.47になる。島方は平均して、実高の3.47倍につけられていたことがわかる。(イ)+(ロ)は田方と島方の生産額の合計40523.65石(わ)である。これで沖縄島の寛永6年高(C'+G')=66863.283石を割ると、1.65になる。即ち沖縄島の高は、米・雑石の混合高である上に、その実際の1.65倍に高くつけられている。高の39%は空高である。琉球国の検地は大間検地の法に従っているというけれども、石盛はその通りではない。名寄帳の田方266210畝⁽⁶⁾で生産額(イ)を割ってみると、1斗1升7合9勺(坪3合9勺)になる。中村の中田並である。島方612840畝⁽⁶⁾で生産額(ロ)を割れば1升4合8勺(坪4勺9才) 下下村の下島以下である。鉄器、農具のなかった事情を反映しているのであろう。このように島作のふるわない時代には、人々は田方の二期米に一層たよっていたであろう。琉球では、はるか以前から「水田一年再収、陸田一年一収」⁽⁷⁾であった、島方の生産の低いことは、島租も少ない。これは甘薯や甘蔗を島に植えてみることの素地をなしている。

もとの惣高66863.283石から生産額(わ)を引いた残り26339.632石は空高である。これは田方の生産額(イ)の84%に当たっている。大体二期米の高に相当すると見られる。即ち島高は、雑石の生産額に、田方の二期米の高を加えたら成立つ。

第1表で宮古の高(L)は寛永12年高であるから、これを同6年高に直して、代(M)をかけると、その時の納米が出る。これを倍すれば、生産額がわかる。それを以て(L)を割ると、1.8となる。即

ち宮古の高は生産額の1.8倍、同じように八重山は1.5倍につけられていることがわかる。「琉球館文書」の天明8年の章(74)に「両先島、粟作立候儀は前後三度計に蒔入候に付、早出来と申候は大概四月末よりは蒔取候」とある。つまり田は二毛作、畠は三毛作という所である。どのような石盛をしたらよいか迷ったであろう。八重山にしても事情は似ていると思われる。

薩藩の万治内検の時、琉球でも3斗5升代にするよう通達してきた。羽地按司の文書は、それに対する返答である。惣高に対する代は2斗8升2合5勺になるという。薩藩の代は税率であるが、琉球の代は税率ではない。それを同じに考えて、通達したのはうかつであった。それに調子を合せている羽地は、そのことを知っての上だろうか。

薩藩の代は唯一つ3斗5升という数値で、田高、畠高、村高に限らず、すべての高に通用する。然し琉球の代は、田毎、畠毎、村毎、間切毎異なるものである。薩藩の代は、高に掛けると納米の額が出る。琉球の代は、田高に掛けると米の額が出るし、畠高に掛けると、雑石の額が出る。薩藩の代は、粳9斗6升を粳高一石とし、これに代をかけると、米3斗5升を出すための係数である。係数ではあるが税率ともいえる。税率は $(0.35 \times 2) \div 0.96 = 0.729$ 即ち72.9%の税率である。琉球では、高が空高を含み、その含み方も一定していないから、出米の率は高に対してまちまちである。代は税率といえない。

羽地按司は、畠方の納雑石(I)を、半分にして米に直している。貢納の総計(T)は米ですということである。薩藩と同じ性質ですというつもりであろう。薩藩の方から見ると、琉球では田方、畠方或は宮古、八重山夫々代がいろいろあるのは不思議に思ったであろう。説明を求めたに違いない。そこで薩藩の琉球高に対する認識不足が暴露したであろう。折しも王城回祿があり、この時とばかりに検地帳も焼失したので、薩摩にある御前帳を写させてほしいと申出た。やはり薩摩にも検地帳のないことが明らかになった。

琉球は薩摩藩に対しては、粳高であるかのように振廻い、国内では米高として運用している。その出来たのは混合高だからである。開墾が行われ、田方、畠方も反別が2倍半程になり(竿入帳)空高の部分が実高になり、混合高は米高と見てもよい程の生産があるからである。高は米高と見なしてはいるが、始めから米高として成立っているのではない。琉球国の高は混合高であり、中頃から米高の運営となるのである。

注(1)東恩納文庫、史料ノート(和史200)

(2)沖繩県史、第14巻79頁

(3)御当国御高並諸上納里積記

(那覇市史、資料編第1巻2、67頁)

(4)近世地方経済史料、第10巻382頁

(5)御財制(東恩納文庫)

(6)沖繩県史、第21巻207頁

(7)海東諸国記、他李朝実録(琉球漂着記)

追記 畠高に含まれている空高は、田方の二期米を加えていると考えたが、その必要のないこと、島津領国の文禄高をしらべてわかった。(法政大、沖文研、『沖繩文化研究』9)